

平成 30 年 7 月 1 日付け技能認定登録更新について

今回の登録更新は、登録証（登録更新証）に記載されている有効期限が平成 30 年 7 月 31 日の方が対象となります。

登録の更新を以下の手順で行いますので、該当者は技能認定登録（再登録）証並びに登録（再登録）更新証を確認したうえ、支部に登録更新の手続きを行ってください。

登録更新の手順

- 1、本部から支部に、認定登録の更新を行う予定者名簿を送付します。
- 2、支部長は、予定者名簿により該当者を確認し、登録更新予定者に連絡を行ってください。
- 3、更新予定者は、登録更新申請書（技認様式 2 号）に必要事項を記入し、手数料(会員 5,000 円、会員外 10,000 円)を添えて支部長(担当者)に提出してください。
- 4、登録更新申請書は支部に用意してありますが、協会のホームページからダウンロードすることもできます。
- 5、支部長は、技能認定登録手帳並びに技能認定登録更新手帳により 30 単位以上を取得していることを確認のうえ、登録更新申請書に記名捺印し、手数料を添えて本部に申請してください。

注意事項

- 1、技能認定登録の更新は、かならず支部を通して行ってください。
- 2、認定登録有効期限までに 30 単位以上を取得できなかった方については、登録を抹消しますので新たに登録申請を行ってください。
(登録を抹消された場合、診療報酬制度上の不利益が生じる場合があります)
- 3、単位不足で更新手続きができなかった方については、有効期限内は新たな登録申請はできませんのでご注意ください。
(有効期限以前に新規登録を行うと、二重登録となります)
- 4、認定登録期間は、認定登録手帳に記載されている日付までの 3 年間となります。
- 5、平成 27 年度第 1 回理事会決議により、特定認定登録者の単位取得期間が 3 年で 30 単位に変更されましたのでご注意ください。(広報 223 号 3 頁参照)

以上